

水戸市地域防災計画 地震災害対策計画編 津波災害対策計画編

令和3年8月

水戸市防災会議

水戸市地域防災計画 地震災害対策計画編

地震災害対策計画編

第 1 章 総則

第 1 節	計画の概要	1
第 2 節	市の概況	2
第 3 節	防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱	5

第 2 章 地震災害予防計画

第 1 節	震災対策に携わる組織の整備計画	17
第 2 節	防災組織等の活動計画	21
第 3 節	ボランティアの活動体制整備計画	25
第 4 節	災害通信整備計画	28
第 5 節	地震に強いまちづくり計画	31
第 6 節	文教計画	49
第 7 節	燃料調達計画	51
第 8 節	緊急輸送整備計画	53
第 9 節	消火活動、救助・救急予防計画	55
第 10 節	医療救護予防計画	59
第 11 節	避難所整備計画	64
第 12 節	備蓄物資調達計画	67
第 13 節	応急給水・応急復旧計画	69
第 14 節	要配慮者・避難行動要支援者支援計画	71
第 15 節	防災知識普及計画	77
第 16 節	防災訓練計画	81
第 17 節	災害に関する調査研究計画	84

第 3 章 地震災害応急対策計画

第 1 節	組織・動員計画	87
第 2 節	災害対策本部	92
第 3 節	通信計画	99
第 4 節	災害情報の収集・伝達計画	104
第 5 節	広報・広聴計画	111
第 6 節	自衛隊の派遣要請計画	115
第 7 節	応援要請・受入体制の確保計画	124

第 8 節	災害警備計画	128
第 9 節	避難計画	133
第 10 節	緊急輸送計画	145
第 11 節	交通計画	149
第 12 節	消防活動計画	154
第 13 節	水害防止計画	160
第 14 節	応急医療計画	162
第 15 節	危険物等災害防止計画	172
第 16 節	被災者支援計画	175
第 17 節	災害ボランティア活動による支援計画	179
第 18 節	食料，生活必需品等供給計画	182
第 19 節	応急給水計画	187
第 20 節	要配慮者・避難行動要支援者安全確保対策計画	190
第 21 節	応急教育計画	194
第 22 節	災害救助法の適用計画	198
第 23 節	応急仮設住宅の提供及び住宅の応急修理計画	202
第 24 節	土木施設の応急復旧計画	207
第 25 節	東京電力パワーグリッド株式会社茨城総支社における電力施設の応急復旧計画	212
第 26 節	東日本電信電話株式会社茨城支店の非常災害対策計画	215
第 27 節	株式会社NTTドコモ茨城支店の非常災害対策計画	217
第 28 節	東部ガス株式会社茨城支社の復旧計画	219
第 29 節	上・下水道施設の応急復旧計画	221
第 30 節	清掃計画	224
第 31 節	防疫計画	226
第 32 節	障害物の除去計画	228
第 33 節	行方不明者等の捜索及び埋葬計画	230
第 34 節	帰宅困難者対策計画	233
第 35 節	義援物資供給計画	236
第 36 節	燃料計画	238
第 37 節	愛玩動物の保護計画	240

第 4 章 震災復旧・復興対策計画

第 1 節	災害復旧事業にかかわる資金計画	241
第 2 節	租税，公共料金等の特例措置計画	254
第 3 節	雇用対策計画	256
第 4 節	住宅建設の促進計画	258
第 5 節	被災者生活再建支援金の支給計画	259

第 6 節	被災施設の復旧計画	264
第 7 節	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画	267
第 8 節	復興計画	270

実施対策別担当班一覧

第 1 章	第1節 計画の概要	災害対策班
	第2節 市の概況	災害対策班
	第3節 防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱	災害対策班
第 2 章	第1節 震災対策に携わる組織の整備計画	災害対策班
	第2節 防災組織等の活動計画	災害対策班, 火災予防班
	第3節 ボランティアの活動体制整備計画	企画班, 災害対策班, 福祉総務班, 医療救護班
	第4節 災害通信整備計画	情報政策班, 財産活用班, 災害対策班
	第5節 地震に強いまちづくり計画	災害対策班, 医療救護班, 建設計画班, 道路管理班, 建築班, 土木補修班, 都市計画班, 建築指導班, 公園緑地班, 歴史文化財班, 火災予防班, 水道総務班, 応急給水班, 管路復旧班, 浄水施設復旧班, 下水道班
	第6節 文教計画	市民生活班, 児童福祉班, 教育企画班, 学校教育班, 生涯学習班, 歴史文化班, 火災予防班, 消防救助班, 救急班, 北消防班, 南消防班
	第7節 燃料調達計画	財産活用班, 契約検査班, 災害対策班
	第8節 緊急輸送整備計画	災害対策班, 道路管理班, 土木補修班
	第9節 消火活動, 救助・救急予防計画	消防総務班, 火災予防班, 消防救助班, 救急班, 北消防班, 南消防班
	第10節 医療救護予防計画	災害対策班, 医療救護班, 救急班
	第11節 避難所整備計画	災害対策班, 市民生活班, スポーツ班, 福祉総務班, 障害福祉班, 高齢福祉班, 児童福祉班, 教育企画班, 学校教育班
	第12節 備蓄物資調達体制整備計画	災害対策班, 商工観光班, 農政班, 卸売市場班
	第13節 応急給水・応急復旧体制整備計画	災害対策班, 環境保全班, 水道総務班, 応急給水班, 管路復旧班, 浄水施設復旧班
	第14節 要配慮者・避難行動要支援者支援計画	企画班, 災害対策班, 市民班, 災害対策班, 福祉総務班, 障害福祉班, 高齢福祉班, 児童福祉班, 医療救護班
	第15節 防災知識普及計画	人事班, 災害対策班, 教育企画班, 学校教育班, 応援班(教育委員会), 火災予防班
	第16節 防災訓練計画	災害対策班, 障害福祉班, 高齢福祉班, 児童福祉班, 教育企画班, 学校教育班, 応援班(教育委員会), 火災予防班, 消防救助班, 救急班, 水道総務班, 応急給水班
	第17節 災害に関する調査研究計画	災害対策班
	第1節 組織・動員計画	総務班, 人事班, 災害対策班
	第2節 災害対策本部	災害対策班
	第3節 通信計画	情報政策班, 財産活用班, 災害対策班

第
3
章

第4節 災害情報の収集・伝達計画	交通政策班，被害調査班，市民生活班，福祉総務班，医療救護班，商工観光班，農政班，建設計画班，道路管理班，建築班，土木補修班，市街地整備班，住宅政策班，学校教育班，消防総務班，火災予防班，消防救助班，救急班，北消防班，南消防班，水道総務班，下水道班
第5節 広報・広聴計画	広報班，災害対策班
第6節 自衛隊の派遣要請計画	災害対策班
第7節 応援要請・受入体制の確保計画	企画班，災害対策班，消防総務班，消防救助班
第8節 災害警備計画	
第9節 避難計画	災害対策班，市民生活班，スポーツ班，福祉総務班，高齢福祉班，児童福祉班，医療救護班，公園緑地班，教育企画班，学校教育班，応援班（教育委員会）
第10節 緊急輸送計画	災害対策班，道路管理班，土木補修班
第11節 交通計画	建設計画班，道路管理班
第12節 消防活動計画	医療救護班，消防総務班，火災予防班，消防救助班，救急班，北消防班，南消防班
第13節 水害防止計画	災害対策班，農政班，建設計画班
第14節 応急医療計画	医療救護班，救急班
第15節 危険物等災害防止計画	災害対策班，環境保全班，医療救護班，火災予防班
第16節 被災者支援計画	交通政策班，広報班，被害調査班，災害対策班，市民生活班，福祉総務班，障害福祉班，高齢福祉班，児童福祉班，医療救護班，教育企画班，学校教育班
第17節 災害ボランティア活動による支援計画	企画班，福祉総務班，医療救護班，建築指導班
第18節 食料，生活必需品等供給計画	災害対策班，商工観光班，農政班，卸売市場班
第19節 応急給水計画	災害対策班，環境保全班，水道総務班，応急給水班，管路復旧班，浄水施設復旧班
第20節 要配慮者・避難行動要支援者安全確保対策計画	災害対策班，市民生活班，福祉総務班，障害福祉班，高齢福祉班，児童福祉班，医療救護班
第21節 応急教育計画	教育企画班，学校教育班，応援班（教育委員会）
第22節 災害救助法の適用計画	市民班，被害調査班，災害対策班，市民生活班，衛生事業班，清掃班，福祉総務班，障害福祉班，高齢福祉班，医療救護班，商工観光班，土木補修班，住宅政策班，教育企画班，学校教育班，消防救助班，応急給水班
第23節 応急仮設住宅の提供及び住宅の応急修理計画	建築指導班，住宅政策班
第24節 土木施設の応急復旧計画	農政班，建設計画班，道路管理班，土木補修班
第25節 東京電力パワーグリッド株式会社茨城総支社における電力施設の応急復旧計画	
第26節 東日本電信電話株式会社茨城支店の非常災害対策計画	

	第 27 節 株式会社 N T T 茨城支店の非常災害対策計画	
	第 28 節 東部ガス株式会社茨城支社の復旧計画	
	第 29 節 上・下水道施設計画	災害対策班，衛生事業班，建設計画班，水道総務班，応急給水班，管路復旧班，浄水施設復旧班，下水道班
	第 30 節 清掃計画	衛生事業班，清掃班
	第 31 節 防疫計画	環境班，清掃班，医療救護班
	第 32 節 障害物の除去計画	清掃班，建設計画班，道路管理班，土木補修班
	第 33 節 行方不明者等の捜索及び埋葬計画	市民班，衛生管理班，医療救護班，消防救助班
	第 34 節 帰宅困難者対策計画	交通政策班，企画班，災害対策班，市民生活班，教育企画班，学校教育班，応援班（教育委員会）
	第 35 節 義援物資供給計画	災害対策班
	第 36 節 燃料計画	財産活用班，契約検査班，災害対策班
	第 37 節 愛玩動物の保護計画	災害対策班，医療救護班
第 4 章	第 1 節 災害復旧事業にかかわる資金計画	秘書班，情報政策班，被害調査班，会計班，災害対策班，福祉総務班，障害福祉班，児童福祉班，商工観光班，農政班
	第 2 節 租税，公共料金等の特例措置計画	被害調査班，国保年金班
	第 3 節 雇用対策計画	契約検査班，商工観光班
	第 4 節 住宅建設の促進計画	被害調査班，建築指導班，住宅政策班
	第 5 節 被災者生活再建支援法による支援金の支給計画	財政班，被害調査班，会計班，災害対策班
	第 6 節 被災施設の復旧計画	企画班，災害対策班，清掃班，建築班，土木補修班
	第 7 節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画	財政班，会計班，災害対策班
	第 8 節 復興計画	企画班，災害対策班，都市計画班

第1章

総則

第 1 章 総則

第 1 節 計画の概要

第 1 目的

第 2 基本方針

第 1 目的

水戸市地域防災計画は、水戸市の地域に係る災害に関し、災害対策基本法（以下「災対法」という。）（昭和 36 年法律第 233 号）第 42 条の規定に基づき、水戸市防災会議が作成する計画であり、地震災害対策を実施するに当たり、防災関係各機関が全機能を発揮して市民の生命、身体及び財産を地震災害から保護することを定める。

また、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号）に基づく水戸市国土強靱化地域計画との整合を図るとともに、国連サミットで採択された SDGs※の理念を踏まえ、本計画に基づく防災・減災対策の推進を図る。

※ SDGs (Sustainable Development Goals)

平成 27 年に国連サミットで採択された持続可能な開発目標であり、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、様々な課題に対して総合的な取組を示したものである。

第 2 基本方針

地震災害対策計画の基本方針

- 1 これまでの地震災害や平成 7 年 1 月に発生した阪神・淡路大震災及び平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災の教訓を踏まえ、震度 7 の地震や広域的な被害を発生させる地震を想定した防災対策の確立を図る。
- 2 地震による被害を最小限とするため、災害の予防、発災時の応急対策及び復旧対策を含む総合的な計画とする。
- 3 「誰が」、「何をすべきか」を明示した具体的な計画とする。
- 4 市、県及び防災関係機関はもとより、「自らの身の安全は自らが守る」との観点から、市民、事業者の役割も明示した計画とする。
- 5 市域の災害特性及び地域の特性に対応した計画並びに地震災害の特色を考慮した計画とする。

第2節 市の概況

- 第1 位置
- 第2 地形
- 第3 気候

第1 位置

水戸市は、首都東京から約100キロメートルの距離にあり、関東平野の北東端に位置する茨城県の県庁所在地であり、市域の北側は那珂川を隔てて、ひたちなか市、那珂市に接し、東側は大洗町に、南側は茨城町に、西側は笠間市及び城里町に接している。

総面積(km ²)	東西(km)	南北(km)
217.32	23.7	18.2

第2 地形

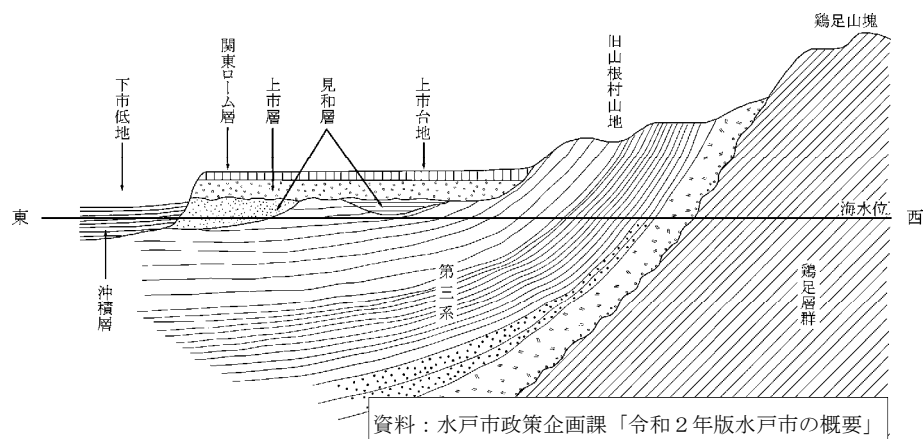
地形は、那珂川とその支流の桜川支谷から構成される沖積層の低地地区、東茨城台地の北東部をなす水戸台地（上市台地、緑岡台地等）と呼ばれる洪積層の台地地区及び八溝山地の中央部に当たるとりあし鶏足山塊の外縁部をなす第三紀層の丘陵地区の三地形区に分けられる。

低地地区は、標高0.1～10メートル前後で、下市及び水戸駅南地区の市街地を除いては水田地帯となっている。

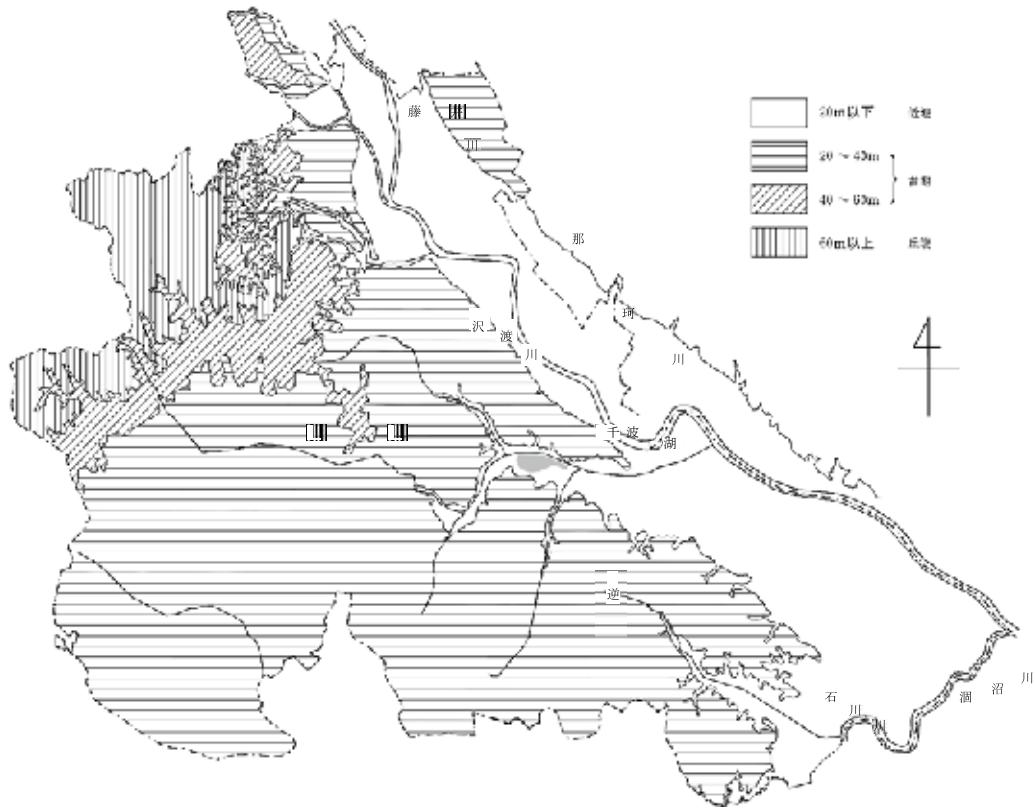
台地地区は、標高30メートル前後で、市街地が広がる一方、畑作農業も盛んである。特に那珂川の低地と桜川の浸食谷に挟まれた狭長な上市台地には、商業・業務機能を持つ中心商店街が形成されており、その東端は水戸城址となっている。

また、丘陵地区は、標高100メートル前後で、森林公園やかたくりの里公園等があり、豊かな緑地地帯となっている。市街のほぼ中央には、日本三公園の一つである偕楽園や千波湖を中心とした大規模な公園・緑地が広がり、本市の誇る自然景観が形づくられている。

<水戸市周辺の模式地質断面図>



<水戸市の地形図>



資料：水戸市政策企画課「令和2年版水戸市の概要」

<水戸市略図>



第3 気候

太平洋岸式気候に含まれる本市では、2月になると梅の花が咲き始め、春の気配が感じられるようになり、3月中旬ごろから本格的な春を迎える。この時期に毎年「梅まつり」が開催されている。

4月上旬には桜が開花するが、平年では八十八夜ごろまで霜が降りる。しかし、5月上旬には日中の気温も20℃を超え、初夏の候に入る。

6月から7月にかけては梅雨の季節となり、梅雨明けの7月下旬から8月末までは北太平洋の高気圧におおわれて盛夏となる。

秋は台風が来襲し、大雨が続いて那珂川や中小河川がはん濫する危険性が高まる。

10月から11月にかけては、大陸から移動性高気圧が周期的にやってきて晴天をもたらすとともに次第に寒くなり、初霜、初氷をみるようになる。その後、北西の季節風が本格化するようになり、市内の千波湖や大塚池には、シベリアから白鳥が飛来する。

厳寒期は1月中・下旬で、最低気温は平均では-2℃くらいであるが、年によって-10℃くらいまで下がることもあり、凍結により水道が被害を受けることもある。

また、雪は12月末から3月にかけて、低気圧が日本の南岸沿いを発達しながら通過するときに降るが、積雪は余り多くない。

1年を通してみた場合、本市では気象災害は少なく、寒さのやや厳しい冬の季節を除くと、気候は比較的温和である。

第3節 防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱

- 第1 水戸市
- 第2 茨城県
- 第3 茨城県警察本部・水戸警察署
- 第4 指定地方行政機関
- 第5 自衛隊
- 第6 指定公共機関
- 第7 指定地方公共機関
- 第8 防災協定締結団体等
- 第9 公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者

水戸市，茨城県，茨城県警察本部・水戸警察署，指定地方行政機関，自衛隊，指定公共機関，指定地方公共機関，防災協定締結団体，公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者は，おおむね次の事務又は業務を処理する。

第1 水戸市

- 1 水戸市防災会議及び水戸市災害対策本部に関する事務
- 2 防災に関する施設，組織の整備と訓練
- 3 災害による被害の調査，報告と情報の収集・伝達及び広報
- 4 災害の防除と拡大の防止
- 5 救助，防疫等り災者の救助，保護
- 6 災害復旧資材の確保
- 7 被災産業に対する融資等の対策
- 8 被災市営施設の応急対策
- 9 災害時における文教対策
- 10 災害対策要員の動員，雇上
- 11 災害時における交通，輸送の確保
- 12 被災施設の復旧
- 13 管内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整

第2 茨城県

- 1 茨城県防災会議及び県災害対策本部に関する事務
- 2 防災に関する施設，組織の整備と訓練
- 3 災害による被害の調査報告と情報の収集・伝達及び広報
- 4 災害の防ぎよと拡大の防止
- 5 救助，防疫等り災者の救助保護
- 6 災害復旧資材の確保と物価の安定

- 7 被災産業に対する融資等の対策
- 8 被災県営施設の応急対策
- 9 災害時における文教対策
- 10 災害時における社会秩序の維持
- 11 災害対策要員の動員，雇上
- 12 災害時における交通，輸送の確保
- 13 被災施設の復旧
- 14 市町村が処理する事務，事業の指導，指示，斡旋等
- 15 災害対策に関する隣接県間の相互応援協力

第3 茨城県警察本部・水戸警察署

- 1 災害警備及び交通対策の企画，調整
- 2 防災関係機関等からの情報収集及び連絡
- 3 り災者の救出及び避難誘導
- 4 行方不明者の捜索及び遺体の検視
- 5 交通規制等交通秩序の保持
- 6 緊急通行車両の確認
- 7 災害に係る各種犯罪の取り締まり
- 8 犯罪の予防その他社会秩序の維持

第4 指定地方行政機関

- 1 関東管区警察局
 - (1) 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること。
 - (2) 他管区警察局及び警視庁との連携に関すること。
 - (3) 管区内防災関係機関との連携に関すること。
 - (4) 管区内各県警察，防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡に関すること。
 - (5) 警察通信の確保及び統制に関すること。
 - (6) 津波警報の伝達に関すること。
- 2 関東総合通信局
 - (1) 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること。
 - (2) 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関すること。
 - (3) 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため，無線局の開局，周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること。

(4) 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること。

3 関東財務局

- (1) 災害復旧事業費の査定立合いに関すること。
- (2) 災害つなぎ資金の融資（短期）に関すること。
- (3) 災害復旧事業の融資（長期）に関すること。
- (4) 国有財産の無償貸付業務に関すること。
- (5) 金融上の措置に関すること。

4 関東信越厚生局

- (1) 管内の被害情報の収集及び伝達に関すること。
- (2) 関係機関との連絡調整に関すること。

5 茨城労働局

- (1) 工場，事業場における労働災害の防止に関すること。
- (2) 災害時における賃金の支払いに関すること。
- (3) 災害時における労働時間の延長，休日労働に関すること。
- (4) 労災保険給付に関すること。
- (5) 職業の斡旋や雇用保険の失業給付などの雇用対策に関すること。

6 関東農政局

- (1) ダム，堤防，樋門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関すること。
- (2) 防災ダム，ため池，湖岸，堤防，土砂崩壊防止，農業用河川工作物，たん水防除，農地侵食防止等の施設の整備に関すること。
- (3) 災害時における種もみ，その他営農資材の確保に関すること。
- (4) 災害時における災害救助用米穀の供給に関すること。
- (5) 災害時における生鮮食料品等の供給に関すること。
- (6) 災害時における農作物，蚕，家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関すること。
- (7) 土地改良機械器具，技術者等の把握並びに緊急貸出し及び動員に関すること。
- (8) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関すること。

7 関東森林管理局

- (1) 国有林野の保安林，保安施設（治山施設）等の維持，造成に関すること。
- (2) 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること。

8 関東経済産業局

- (1) 生活必需品，復旧資材など防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。
- (2) 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること。

(3) 被災中小企業の振興に関すること。

9 関東東北産業保安監督部

(1) 火薬類，高圧ガス，液化石油ガス，電気，ガス等危険物等の保全に関すること。

(2) 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること。

10 関東地方整備局

(1) 防災上必要な教育及び訓練に関すること。

(2) 公共施設等の整備に関すること。

(3) 災害危険区域等の関係機関への通知に関すること。

(4) 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等に関すること。

(5) 水防活動，土砂災害防止活動，避難誘導等に関すること。

(6) 災害時における復旧資材の確保に関すること。

(7) 災害時における応急工事等に関すること。

(8) 災害復旧工事の施工に関すること。

(9) 港湾施設，海岸保全施設等の整備に関すること。

(10) 港湾施設，海岸保全施設等に係る災害情報の収集に関すること。

(11) 港湾施設，海岸保全施設等の災害応急対策及び復旧対策に関すること。

(12) 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施に関すること。

11 関東運輸局

(1) 災害時における自動車運送業者に対する運送の協力要請に関すること。

(2) 災害時における自動車，被災者，災害必要物資等の輸送確保に関すること。

(3) 災害時における応急海上輸送の輸送力確保に関すること。

12 東京航空局

(1) 災害時における航空機による輸送に関し，安全確保するための必要な措置に関すること。

(2) 遭難航空機の捜索及び救助に関すること。

(3) 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること。

13 関東地方測量部

(1) 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること。

(2) 復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言に関すること。

14 東京管区气象台（水戸地方气象台）

(1) 気象，地象，水象の観測及びその成果の収集，発表に関すること。

(2) 気象，地象（地震にあつては，地震動に限る），水象の予報及び警報・注意報並びに台風，大雨，竜巻等突風に関する情報等を適時的確に防災機関へ伝達するとともに，これらの機関や報道機関による住民への情報等の周知に関すること。

- (3) 気象庁が発表する緊急地震速報（警報）についての周知・広報に関すること。
 - (4) 市町村が行う避難指示等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力に関すること。
 - (5) 災害の発生が予想されるときや、災害発生時における県や市町村に対する気象状況の推移やその予想の解説等に関すること。
 - (6) 県や市町村，その他の防災関係機関と連携した防災気象情報の理解促進，防災知識の普及啓発活動に関すること。
- 15 第三管区海上保安本部（茨城海上保安部）
- (1) 情報の収集及び連絡に関すること。
 - (2) 活動体制の確立に関すること。
 - (3) 海難救助，緊急輸送時等に関すること。
 - (4) 流出油等の防除及び危険物の保安措置に関すること。
 - (5) 海上交通安全の確保に関すること。
 - (6) 警戒区域の設定及び治安の維持に関すること。
 - (7) 関係機関等の災害対策の実施に対する支援に関すること。

第 5 自衛隊

- 1 防災関係資料の基礎調査に関すること。
- 2 災害派遣計画の作成に関すること。
- 3 茨城県地域防災計画に合わせた防災に関する訓練の実施に関すること。
- 4 人命又は財産の保護のため緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧に関すること。
- 5 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関すること。

第 6 指定公共機関

- 1 日本郵便株式会社
 - (1) 被害者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること。
 - (2) 被害者が差し出す郵便物の料金免除に関すること。
 - (3) 被災地あて救助用郵便物等の料金免除に関すること。
 - (4) 災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること。
- 2 日本銀行
 - 災害時における現地金融機関の緊急措置についての指導に関すること。
- 3 日本赤十字社
 - (1) 災害時における救護班の編成並びに医療，助産等の救護の実施に関すること。

- (2) 災害時における血液製剤の確保及び供給に関すること。
- (3) 義援金品の募集配布に関すること。
- 4 日本放送協会
 - (1) 気象予報、警報等の周知徹底に関すること。
 - (2) 災害状況及び災害対策室の設置に関すること。
 - (3) 社会事業等による義援金品の募集、配布に関すること。
- 5 東日本高速道路株式会社
 - 会社の管理する高速自動車国道及び一般有料道路に係る道路の保全及び応急復旧工事の施工に関すること。
- 6 独立行政法人水資源機構
 - (1) ダム、河口堰、湖沼水位調節施設、多目的水路、専用用水路その他水資源の開発又は利用のための施設の新築又は改築に関すること。
 - (2) 前号に掲げる施設の操作、維持、修繕その他の管理及び災害復旧工事に関すること。
- 7 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
 - 原子力緊急時支援・研修センター等を通じての次のような原子力防災対策への支援・協力に関すること。
 - (1) 国、県、関係周辺市町村が実施する原子力防災対策への積極的な支援・協力（緊急時モニタリング、緊急被ばく医療活動、広報活動等）に関すること。
 - (2) 原子力事業者が実施する原子力防災対策への専門的・技術的支援（事故拡大防止、汚染拡大防止等）に関すること。
 - (3) 原子力防災に必要な教育・訓練に関すること。
- 8 日本原子力発電株式会社（東海発電所）
 - 放射線災害の防止、応急対策等に関すること。
- 9 東日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社
 - (1) 鉄道施設等の整備、保全に関すること。
 - (2) 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。
- 10 東日本電信電話株式会社
 - (1) 電気通信施設の整備及び点検に関すること。
 - (2) 災害時における緊急電話の取扱いに関すること。
 - (3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。
- 11 東京ガス株式会社
 - (1) ガス施設の安全、保全に関すること。
 - (2) 災害時におけるガスの供給に関すること。

- (3) ガス供給施設の応急対策と災害復旧に関する事。
- 12 日本通運株式会社
救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事。
- 13 東京電力パワーグリッド株式会社茨城総支社
 - (1) 災害時における電力供給に関する事。
 - (2) 被災施設の応急対策と災害復旧に関する事。
- 14 KDDI株式会社
 - (1) 電気通信施設の整備及び点検に関する事。
 - (2) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事。
- 15 株式会社NTTドコモ茨城支店
 - (1) 電気通信施設の整備及び点検に関する事。
 - (2) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事。
- 16 ソフトバンク株式会社
 - (1) 電気通信施設の整備及び点検に関する事。
 - (2) 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関する事。

第7 指定地方公共機関

- 1 茨城県土地改良事業団体連合会
各土地改良区の水門、水路及びため池等の施設の整備、防災管理及び災害復旧の促進並びに連絡調整に関する事。
- 2 社会福祉法人茨城県社会福祉協議会
 - (1) 災害時におけるボランティアの受入れに関する事。
 - (2) 生活福祉資金の貸付に関する事。
- 3 医療関係団体（一般社団法人茨城県医師会、公益社団法人茨城県歯科医師会、公益社団法人茨城県薬剤師会、公益社団法人茨城県看護協会）
災害時における応急医療活動に関する事。
- 4 水防管理団体
 - (1) 水防施設資材の整備に関する事。
 - (2) 水防計画の樹立と水防訓練に関する事。
 - (3) 水防活動に関する事。
- 5 運輸機関（茨城交通株式会社、関東鉄道株式会社、鹿島臨海鉄道株式会社、一般社団法人茨城県トラック協会水戸支部、ジェイアールバス関東株式会社、一般社団法人茨城県バス協会）
災害時における避難者、救助物資その他の輸送の協力に関する事。

6 東部ガス株式会社

- (1) ガス施設の安全，保全に関すること。
- (2) 災害時におけるガスの供給に関すること。

7 一般社団法人茨城県高圧ガス保安協会

- (1) 高圧ガス事業所の緊急出動態勢の確立に関すること。
- (2) 高圧ガス施設の自主点検，調査，巡視に関すること。
- (3) 高圧ガスの供給に関すること。
- (4) 行政機関，公共機関等が行う高圧ガス災害対策の協力に関すること。

8 報道機関（株式会社茨城新聞社，株式会社茨城放送）

- (1) 市民に対する防災知識の普及と警報等の周知に関すること。
- (2) 市民に対する災害応急対策等の周知に関すること。
- (3) 行政機関，公共機関等が行う災害広報活動の協力に関すること。

第8 防災協定締結団体等

1 一般社団法人茨城県水戸市医師会，一般社団法人水戸市歯科医師会，一般社団法人水戸薬剤師会，株式会社メディセオ

- (1) 災害時における応急医療救護活動及び医薬品の確保等に関すること。
- (2) 医療機関との連絡調整に関すること。

2 水戸市建設業協同組合，水戸市造園建設業協同組合，水戸市測量設計業協会，水戸市電設業協同組合

災害時の応急措置及び応急復旧活動の協力に関すること。

3 いばらきコープ生活協同組合，イオンモール株式会社イオンモール水戸内原，イオンリテール株式会社イオン水戸内原店，イオンリテール株式会社イオンスタイル水戸下市，生活協同組合パルシステム茨城，NPO法人コメリ災害対策センター

災害時の食料品及び日用品類の調達に関すること。

4 株式会社茨城放送，水戸コミュニティ放送株式会社

災害時における放送に関すること。

5 水戸市管工事業協同組合

災害時における応急給水及び水道施設の応急復旧の協力に関すること。

6 株式会社アクアクララ水戸，株式会社伊藤園水戸東部支店，コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社

災害時における飲料水の確保に関すること。

7 市民センター等の自販機設置業者

災害時における自動販売機内の在庫商品の無償提供に関すること。

- 8 一般社団法人茨城県トラック協会水戸支部
災害時における車両による物資の輸送・配送に関すること。
- 9 西尾レントオール株式会社
災害時におけるレンタル資機材の提供，運搬，設置及び撤去に関すること。
- 10 一般財団法人茨城県環境保全事業団，水戸市環境整備事業協同組合
災害時等における一般廃棄物の処理に関すること。
- 11 一般社団法人茨城県高圧ガス保安協会水戸支部
災害時におけるガス燃料の確保に関すること。
- 12 東日本電信電話株式会社
災害時における特設公衆電話の設置・利用に関すること。
- 13 一般財団法人茨城県薬剤師会検査センター
災害時における公衆衛生の維持又は環境の保全に係る検査に関すること。
- 14 水戸市獣医師会
災害時における動物救護活動に関すること。
- 15 茨城日産自動車株式会社
災害時における電気自動車による電力の供給等に関すること。
- 16 株式会社ファースト・トラスト
災害時における一時退避場所，資機材等の仮置場の提供に関すること。
- 17 茨城県農業共済組合連合会
 - (1) 災害時における応急措置，農産物等の調達，家畜の診療等に関すること。
 - (2) 災害時における施設利用，避難者等の受け入れに関すること。
- 18 市内社会福祉法人21団体31施設
災害時における福祉避難所の提供に関すること。
- 19 株式会社フロンティア水戸，水戸都市開発株式会社
災害備蓄品配備に伴う保管場所の施設利用に関すること。
- 20 公益社団法人水戸青年会議所
災害時における応急措置，応急復旧等の活動に関すること。
- 21 株式会社常陽銀行
 - (1) 電気自動車による防災活動拠点への電力の供給に関すること。
 - (2) 災害時における緊急避難所の提供等に関すること。
- 22 茨城県行政書士会
災害時における行政書士業務に関すること。
- 23 株式会社第一常陽タクシー，東栄観光開発株式会社ソフトQ2車，株式会社Vita・葵民急，有限会社あんしんネット
災害時における患者等搬送等の協力に関すること。

- 24 一般社団法人茨城県助産師会
災害時における妊産婦・乳幼児等への支援活動に関する事。
- 25 J Aグループ茨城教育センター
洪水時における緊急避難所の提供に関する事。
- 26 有限会社C S Kグリーンタクシー
災害時における緊急避難所の提供に関する事。
- 27 茨城県弁護士会
災害時における法律相談業務に関する事。
- 28 「5日で5000枚の約束。プロジェクト」実行委員会
災害時における畳の供給に関する事。
- 29 三和シャッター株式会社，文化シャッター株式会社
災害時における公共施設等のシャッター等の緊急点検及び緊急修理に関する事。
- 30 株式会社ゼンリン
災害時における地図製品の供給，利用等に関する事。
- 31 一般社団法人茨城県ハイヤー・タクシー協会
災害におけるタクシー車両による緊急輸送等に関する事。
- 32 水戸市解体業協同組合
災害時における倒壊建物の除去等応急活動の協力に関する事。
- 33 東日本旅客鉄道株式会社水戸支店
災害時における避難誘導・案内等の協力に関する事。
- 34 鹿島臨海鉄道株式会社
津波災害等における常澄駅の利用に関する事。
- 35 学校法人岩田学園水戸駿優予備学校
災害時における帰宅困難者等への支援活動及び施設利用に関する事。
- 36 一般社団法人日本福祉用具供給協会
災害時における福祉用具等の供給に関する事。
- 37 寶幢院，吉田神社
洪水時における緊急避難所に関する事。
- 38 学校法人常磐大学
災害時における応急活動の協力及び敷地・施設の使用に関する事。
- 39 水戸地区中小建設業協同組合
災害時における応急措置及び応急復旧の協力に関する事。
- 40 水戸市住みよいまちづくり推進協議会，水戸市住みよいまちづくり推進協議会を構成する各地区会
洪水時における地域間の連携協力に関する事。

- 41 茨城県石油業協同組合
災害時における燃料供給の支援協力に関すること。
- 42 一般財団法人茨城県トラック協会
災害時における施設利用及び救護物資の保管に関すること。
- 43 一般財団法人スカイガード
災害時におけるドローンを使用した災害現場等の映像支援に関すること。
- 44 株式会社セブン-イレブン・ジャパン，株式会社ヨークベニマル
災害時における物資供給及び店舗営業の継続・早期再開に関すること。
- 45 株式会社O L S
災害時におけるトレーラーハウス提供に関すること。
- 46 茨城県建築士会
災害時における建築物等の調査等の災害対策業務に対する応援協力に関すること。
- 47 ヤフー株式会社
災害時における情報発信等に関すること。
- 48 株式会社カインズ
災害時における生活物資などの供給協力に関すること。
- 49 一般社団法人茨城県ペストコントロール協会
災害時における感染症等が発生した場合の消毒業務等の協力に関すること。
- 50 茨城県ホテル・旅館生活衛生同業組合水戸支部
災害時における宿泊施設の提供に関すること。
- 51 東京電力パワーグリッド株式会社茨城総支社
災害時における停電復旧の連携等に関すること。
- 52 茨城県塗装工業組合，水戸塗装昭和会
災害時における洗浄等の支援協力に関すること。
- 53 一般社団法人日本ムービングハウス協会
災害時における移動式木造住宅の建設に関すること。
- 54 社会福祉法人水戸市社会福祉協議会，公益社団法人水戸青年会議所，水戸商工会議所青年部，水戸市常澄商工会青年部，水戸市内原商工会青年部，水戸ロータリークラブ，水戸東ロータリークラブ，水戸西ロータリークラブ，水戸南ロータリークラブ，水戸さくらロータリークラブ，水戸好文ロータリークラブ，水戸ライオンズクラブ，水戸葵ライオンズクラブ，水戸西ライオンズクラブ，水戸東ライオンズクラブ，水戸南ライオンズクラブ，水戸北ライオンズクラブ，水戸チアフルライオンズクラブ
災害時における被災者支援及び災害ボランティア活動の支援に関すること。
- 55 一般財団法人茨城県環境保全協会
災害時における災害し尿等の収集運搬に関すること。

- 56 水戸少年鑑別所，水戸刑務所
災害時における施設利用及び心理職の派遣に関する事。
- 57 株式会社近畿日本ツーリスト関東
災害時における宿泊施設の確保等に関する事。
- 58 合同会社E 4
災害時におけるドローンを使用した映像・画像等の情報収集及び提供に関する事
- 59 茨城トヨタ自動車株式会社
災害時における応急活動及び施設使用に関する事。
- 60 公益社団法人茨城県看護協会
災害時における医療救護活動に関する事。
- 61 一般社団法人日本下水道施設業協会
災害時における下水道施設の機械・電気設備の緊急工事に関する事。
- 62 一般社団法人日本下水道施設管理業協会
災害時における下水道施設の復旧支援協力に関する事。
- 63 公益社団法人日本下水道管路管理業協会
災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する事。
- 64 公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会関東支部
災害時における下水道施設に関する技術支援協力に関する事。

第9 公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者

- 1 J A水戸，水戸商工会議所，常澄商工会，内原商工会等の市域経済団体
 - (1) 事業所被害状況調査に関する事。
 - (2) 被災事業所に対する金融措置及びその相談に関する事。
 - (3) 被災事業所の応急対策の指導及び災害復旧に関する事。
- 2 社会福祉法人水戸市社会福祉協議会
 - (1) 被災者に対する炊き出し，救援物資の配布，避難所の運營業務等の協力に関する事。
 - (2) ボランティアに関する事。
 - (3) その他災害応急対策についての協力に関する事。
- 3 一般診療所・病院
 - (1) 災害時における収容患者に対する医療の確保に関する事。
 - (2) 災害時における負傷者等の緊急搬送及び医療救護に関する事。
- 4 一般運輸事業者
災害時における緊急輸送の確保に関する事。
- 5 危険物関係施設の管理者
災害時における危険物の保安措置に関する事。